



一般社団法人

全国旅行業協会

ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION (ANTA)

Press Release

令和元年9月4日
一般社団法人 全国旅行業協会

令和元年度 国内旅行業務取扱管理者試験における 正答の訂正と採点の取扱いについて

標記について、令和元年9月1日(日)に実施しました旅行業法に基づく国内旅行業務取扱管理者試験において、その問題の中に正しい選択肢が存在しない設問がありました。

このため、受験された方々に深くお詫び申し上げますとともに、当該設問の採点について、下記3.の取扱いを行いますのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる問題

「**2** 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款」5.

(モデル宿泊約款に関する記述について、正しいもののみをすべて選ぶ設問)

2. 設問の不備

モデル宿泊約款に関するa.~d.の記述のうちから正しいものをすべて選ぶ設問において、選択肢ア~エに「b. c.」という正解が存在しないことが判明しました。

(次頁参照)

3. 採点の取扱い

上記1.の設問に不備が生じたことから、本問については、受験者全員を正解として取り扱うことといたします。

4. 今後の対応

当協会といたしましては、今後、問題の作成を含む試験事務について、より慎重に取り扱い、再発防止に努めてまいります。

本件に関するお問合せ先

一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局

試験係 TEL 03-6277-6805 FAX 03-6277-8331

〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスターストビル3階

該当設問「**2** 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款」5.

5. モデル宿泊約款に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものを1つ選びなさい。

- a. 宿泊客が、ホテル（旅館）内に持ち込んでフロントに預けなかった物品又は現金並びに貴重品に滅失、毀損等の損害が生じた場合において、宿泊客からあらかじめその種類及び価額の申告がなかったものについては、ホテル（旅館）に故意又は重大な過失がある場合を除き、ホテル（旅館）は所定の金額を限度としてその損害を賠償する。
- b. ホテル（旅館）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受ける。
- c. ホテル（旅館）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋する。
- d. 宿泊客が、宿泊中に当初の申込み時の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、ホテル（旅館）は、その申し出がなされた時点で当初の宿泊契約が継続されたものとして処理する。

ア. a, b イ. c, d ウ. a, b, c エ. a, b, c, d

モデル宿泊約款第 15 条第 2 項

（寄託物等の取扱い）

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテル（館）は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル（館）がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル（館）は 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル（館）内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテル（館）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル（館）は、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテル（館）に故意又は重大な過失がある場合を除き、 万円を限度として当ホテル（館）はその損害を賠償します。

【解説】

モデル宿泊約款第 15 条第 2 項の規定は、ホテル（旅館）の故意又は過失により、宿泊客の物品等に損害が発生した場合は賠償することとなっており、無過失の場合は払わない。ただし、故意又は重大な過失の場合は、一定額以上の損害を賠償するというものになっている。そのただし書きを根拠とする記述 a. は、同項に規定する故意又は重大な過失を除くのみであり、無過失を除くとする条件が設定されていなかったため、結果として、「無過失」の場合にも損害を賠償すると解することができるため、誤っている内容となります。一方、記述 b. c. の内容は正しいことから、選択肢ア. ~エ. に「b. c. 」の正解が存在しない設問となりました。